

## 市報くにたち広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国立市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成18年9月国立市訓令第33号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市報くにたち（以下「市報」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する市報)

第2条 広告を掲載する市報は、定期発行号とする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、市報の1ページと最終ページを除いたページの最下段とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦4.5cm×横7.8cm
- (2) 刷り色 過度に華美な色を使用しない範囲の4色
- (3) デザイン 市報の紙面の調和を損なわないものであること

(広告の枠数及び掲載料)

第5条 市報1号当たりの広告の枠数及び掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 枠数 6枠以内
  - (2) 掲載料 1枠当たり3万5千円
- 2 要綱第13条の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告の優先掲載)

第6条 要綱第9条の規定による抽選に漏れた広告掲載希望者は、次回の募集時に優先して広告を掲載することができる。

(広告掲載の募集、申込み及び受付方法)

第7条 広告の募集は公募によることとし、市ホームページ、市報等により広告掲載希望者を募集する。

- 2 広告掲載の申込みは、要綱第7条に定める様式に記載し、広告の原稿案を添付して、電子メール、ファクス又は書面により市の担当部課に提出するものとする。

(募集枠に満たない広告枠)

第8条 募集枠に満たない広告枠については、随時先着順に申込みを受け付けるものとし、要綱第8条の規定により広告掲載の決定を行うものとする。

(版下の提出)

第9条 要綱第8条の規定により広告掲載の決定を受けた者は、完全版下を電子データで次のとおり作成し、市の担当部課に提出しなければならない。

- (1) 電子データ アプリケーションソフトであるイラストレータ（拡張子が ai、eps）で作成し、フォントをすべてアウトライン化する。

(広告枠の貸付)

第10条 第5条から前条までの規定に関わらず、広告代理店等へ広告枠を貸し付けることにより、広告掲載に係る手続きを行わせることができる。

- 2 広告代理店等は、前条の規定に準じて、掲載する予定の広告の版下を市の担当部課に提

出しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、市報に掲載する広告の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 26 年 8 月 8 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日より掲載する有料広告から適用する。

付 則

この要領は、平成 30 年 2 月 13 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日より掲載する有料広告から適用する。